

## 令和8年度青森県内町村保健師インターンシップ促進支援事業助成金 交付要綱

### (趣旨)

第1 青森県町村会（以下「本会」という。）は、県内町村へのインターンシップを促進し、県内町村の保健師人材の確保を図るため、県内町村へ保健師として就職することを検討している学生がインターンシップ参加のために要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、青森県内町村保健師インターンシップ促進支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

### (助成対象者)

第2 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、県内町村へ保健師として就職することを検討する、県内看護系大学の看護学科に在籍する学生とする。

### (助成対象経費及び助成金の額)

第3 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

### (申込書等)

第4 申込書は、第1号様式によるものとする。

2 第1項の申込書の提出期限は、令和9年3月31日までに、本会に提出するものとする。

3 第1項の申込書の提出は、1人の申込者につき、1町村を限度とする。

### (助成金の交付の決定及び交付方法)

第5 本会は、前条の申込書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、申込者に交付する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3関係） 助成対象経費及び助成金の額

助成対象経費	町村へ保健師として就職することを検討している学生が、 県内町村のインターンシップ参加のために、住所地から当該 町村役場まで往復するのに要する交通費及び宿泊費。
助成金の額	本会旅費規程に基づき交付